

被災宅地危険度判定制度について

1 被災宅地危険度判定とは

大規模な地震や大雨などのために、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減防止を図ろうとするものです。また、復旧対策に必要な被災情報の収集とその活用等も兼ねています。

2 被災宅地危険度判定士とは？

被災宅地危険度判定士は被災地において当該市町村長又は都道府県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者です。資格のある方が、都道府県知事が実施する養成講習会を受講し、認定登録を受けた土木等の技術者です。

3 判定士になる対象者は？

国、県、市町村の職員の場合、主として土木又は建築技術に関して3年以上の実務経験がある方が対象者となります。

4 危険度判定調査の概要

危険度判定は、あらかじめ定めている「危険度判定基準」に基づき、被害程度に応じた点数をつけ3区分に分類するものです。この3区分は危険度大の赤色のステッカーで表示する危険宅地、危険度中の黄色のステッカーで表示する要注意宅地、危険度小の青色のステッカーで表示する被害の小さい調査済み宅地となっており、現地の見やすい場所に貼ります。これは当該宅地の所有者ばかりでなく近隣の住民、付近を通行する歩行者などにも注意を呼びかけるためです。



5 判定士の人数は？

被災宅地危険度判定士数 中国・四国地方（平成21年4月1日現在）

中国	人数	中国	人数	四国	人数	四国	人数
鳥取県	486	岡山県	207	徳島県	288	愛媛県	843
島根県	338	広島県	538	香川県	348	高知県	316
山口県	287	(※ 平成23年4月1日現在 高知県 449)					

被災宅地危険度判定の流れ

被災宅地危険度判定の調査は、次のとおり行います。宅地の状況によっては、複数の宅地を同時に判定する場合があります。

① 被害状況確認（構壁）



全体の被害状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記入していきます。

② 被害状況確認（宅器）



宅地に亀裂がないかななどの調査を行い、宅地全体の被害状況を把握していきます。

③ 被害状況の詳細調査



各被害状況（亀裂の幅、傾き状況など）を調査し、被害程度に応じて採点をを行い、宅地の被害程度を評価していきます。

④ 調査結果の掲示



宅地所有者、近隣の住民などにより、宅地の状況を周知するため、被害点数に応じたステッカーを目立つ場所に貼ります。

被災宅地危険度判定制度の手引き

～地震や大雨による二次災害を軽減・防止するために～



被災宅地危険度判定とは…

地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図ろうとするものです。また、復旧対策に必要な被災情報の収集とその活用等も兼ねています。

被災市町村や都道府県では、災害が発生した場合、速やかに被災宅地危険度判定士を現地に派遣し危険度判定を行います。迅速な判定や安全の確保には住民の皆様のご協力が必要不可欠です。

被災宅地危険度判定連絡協議会

<http://www.hisaitakuti.jp/>

問合せ先

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

被災宅地危険度判定連絡協議会